

北九州市空家等対策計画推進会議開催要綱

(目的)

第1条 北九州市空家等対策計画（以下、「計画」という。）について、空家等対策の推進に関する特別措置法及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正等を踏まえ、北九州市空家等対策計画推進会議（以下、「会議」という。）において、有識者等から広く意見を聴取し、計画の策定を行う。

(意見聴取事項)

第2条 会議の構成員は、次の事項について意見を述べる。

- (1) 計画の改定に関すること。
- (2) その他、特に必要と認められること。

(構成員)

第3条 会議の構成員は、法務、不動産、建築等に関する学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が選任する。

2 構成員の任期は、令和8年3月31日までとする。また、構成員が欠けた場合における補欠構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議の組織は、次のとおりとする。

- 2 会議に会長を置き、構成員の互選によって定める。
- 3 会議に副会長を置き、会長の推薦により、他の構成員の同意を得て定める。
- 4 会長は会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は、会議の決定により公開しないことができる。
 - (1) 法令等に特別の定めがある場合
 - (2) 北九州市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当する事項を検討する場合
 - (3) 円滑な会議運営が損なわれるおそれがある場合
 - (4) その他非公開とすることに相当する理由がある場合

(事務局)

第6条 会議の事務局を、都市戦略局空き家活用推進課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年1月6日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。